

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年12月2日

株主及び登録株式質権者各位

石川県白山市下柏野町153番地
株式会社 ナナオ
代表取締役社長 実盛 祥隆

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、特定振替機関である株式会社証券保管振替機構が「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」第13条第1項の規定に基づき、当社普通株式を取り扱うことについて同意いたしました。

これに伴い、当社は、決済合理化法の施行日以後遅滞なく、同法の施行日における通知対象株主等（決済合理化法の施行日において株券等保管振替制度をご利用されていない株主及び登録株式質権者各位）の氏名、株式の種類、数等同法附則第8条第5項に定める事項を株式会社証券保管振替機構に対し通知し、また、通知対象株主等について特別口座を下記の口座管理機関に開設することを同法附則第8条第1項の規定により、公告いたします。

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の株券等保管振替制度をご利用されている株主及び登録株式質権者各位につきましては、同法附則第7条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

記

特別口座を開設する口座管理機関

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

以上